医政発 1 2 2 5 第 15 号 政統発 1 2 2 5 第 5 号 令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県知事殿

 厚
 生
 労
 働
 省

 医
 政
 局
 長

 (
 公
 印
 省
 略
)

 政策統括官(統計・情報政策担当)
 (
 公
 印
 省
 略
)

「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)」の 一部改正について

「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)」(平成30年12月5日付け医政発1205第1号・政統発1205第1号厚生労働省医政局長・政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知)中「(別紙1)報告方法」及び「(別紙2)送付状様式」について、別添新旧対照表のとおり改正しましたので通知します。

貴都道府県におかれましては、本件内容を御了知の上、貴管内の指定都市、保健所及び市区町村に対する周知をお願いします。

なお、本通知の写しを別記団体あてに送付していることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)により、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第20条及び第4号書式(死亡診断書(死体検案書))並びに歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)第19条の2及び第4号書式(死亡診断書)には、当該書類を交付する医師の署名をすることになったところ。「死因等確定・変更報告」においては、当該書類を用いることとしているため、本報告においても同様の対応となるよう改正するとともに、所要の改正を行うものであること。

第2 経過措置

整理省令の施行の際、現にある死体検案書等の改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は改正後の様式によるものとみなし、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することできることとされているため、旧様式を用いて死因等確定・変更報告を行うことは差し支えない。

(傍線の部分は改正部分) 新 旧 (別紙1)報告方法 (別紙1)報告方法 1 送付書類 1 送付書類 □ 送付状(別紙2の様式を用いること) □ 送付状(別紙2の様式を用いること) □ 死因等確定・変更報告※ □ 死因等確定・変更報告※ ※ 死体検案書等の様式を用い、以下の①及び②のみを記入すること。 ※ 死体検案書等の様式を用い、以下の①及び②のみを記入すること。 ① 「氏名」、「性別」、「生年月日」、「診断(検案)年月日」、「本診断書(検案書)発行年月日 ① 「氏名」、「性別」、「生年月日」、「診断(検案)年月日」、「本診断書(検案書)発行年月日| (死因等確定・変更報告を行う年月日を記載すること。)、及び「医師の氏名」(署名) (死因等確定・変更報告を行う年月日を記載すること。)、及び「医師の氏名」(署名又は記名 押印) ② 「死亡の原因」、「死因の種類」、「外因死の追加事項」のうち確定又は変更した内容 ② 「死亡の原因」、「死因の種類」、「外因死の追加事項」のうち確定又は変更した内容 □ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し※※ □ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し※※ ※※人口動熊調査の死亡者情報の突合に用いるため、必ず同封すること。 ※※人口動態調査の死亡者情報の突合に用いるため、必ず同封すること。 2 郵送方法 2 郵送方法 特定記録で、以下に郵送する方法による。 特定記録で、以下に郵送する方法による。 (郵送先) (郵送先) 〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1丁目2-2 中央合同庁舎第5号館 〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1丁目2-2 中央合同庁舎第5号館 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室死亡統計係宛 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室死亡統計第二係宛 ※「死因等確定・変更報告に係る書類在中」と朱書きすること ※「死因等確定・変更報告に係る書類在中」と朱書きすること 3 問合せ先 3 問合せ先 1) 死体検案書等の記入方法及び医師間の情報提供等に関すること 1) 死体検案書等の記入方法及び医師間の情報提供等に関すること 厚生労働省医政局医事課企画法令係 厚生労働省医政局医事課企画法令係 TEL: 03-5253-1111(内線 2569) TEL: 03-5253-1111(内線 2569) 2) 死因等確定・変更報告の郵送及び人口動態調査に関すること 2) 死因等確定・変更報告の郵送及び人口動態調査に関すること 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室企画指導係 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室企画指導係 TEL: 03-5253-1111(内線 7466) TEL: 03-5253-1111(内線 7466)

新 旧 対 照 表

(傍線の部分は改正部分)

	新					旧
(別紙2) 送付状様式						(別紙2) 送付状様式
	(1	西曆)	年	月	日	(西暦) 年 月 日
厚生労働省政策統括官付参事官付						厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態·保健社会統計室 <u>死亡統計係</u>	御中					人口動態・保健社会統計室 <u>死亡統計第二係</u> 御中
	機関及び所属					機関及び所属
	住所					住所
	電話番号					電話番号
	氏名					氏名
	死体検案書等の送付 記入ください。送付 当該医師の情報を御	処理を医師る	 上人が行っ			死体検案書等の送付処理を行った事務担当者の情報を御 記入ください。送付処理を医師本人が行った場合には、 当該医師の情報を御記入ください。
	送付状					送付状
今般、件の死体検案書等に記載された死因等を確定又は変更しましたので、全件につき下記書類を同封の上、報告します。				変更しま	今般、件の死体検案書等に記載された死因等を確定又は変更しましたので、全件につき下記書類を同封の上、報告します。	
	記					記
□ 死因等確定・変更報告				□ 死因等確定・変更報告		
□ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等			書等	□ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等		
の写し						の写し
(郵送する前に、同	司封書類を確認の上、	、□内にチ	エックし	てくださ	(۱۷۶	(郵送する前に、同封書類を確認の上、□内にチェックしてください。)
					以上	以上

医 政 発 1225 第 16 号 政 統 発 1225 第 6 号 令 和 2 年 12 月 25 日

別記団体 御中

 厚
 生
 労
 働
 省

 医
 政
 局
 長

 (
 公
 印
 省
 略
)

 政策統括官(統計・情報政策担当)

 (
 公
 印
 省
 略
)

「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)」の 一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事宛に通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下関係団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本看護協会

- 一般社団法人全国訪問看護事業協会
- 一般社団法人日本病院会
- 公益社団法人全日本病院協会
- 一般社団法人日本医療法人協会
- 一般社団法人日本社会医療法人協議会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 公益社団法人全国自治体病院協議会
- 一般社団法人全国医学部長病院長会議
- 一般社団法人全国公私病院連盟
- 一般社団法人日本慢性期医療協会

社会福祉法人恩賜財団済生会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人北海道社会事業協会

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人労働者健康安全機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

国立研究開発法人国立がん研究センター

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

日本医学会

公益財団法人日本訪問看護財団

公益社団法人全国老人保健施設協会

一般社団法人日本看護系学会協議会

内閣府死因究明等施策推進室

法務省刑事局刑事課

法務省民事局民事第一課

警察庁刑事局捜査第一課

海上保安庁警備救難部刑事課

防衛省人事教育局服務管理官

文部科学省高等教育局医学教育課